

消費税率の引上げに伴う水道料金の改定について

日ごろから、当企業団の水道事業にご協力をいただきありがとうございます。

このたび、消費税法等の一部を改正する法律が令和元年10月1日より施行されることとなり、消費税率が8%から10%に引き上げられます。水道料金におきましても、税率引き上げに伴う条例改正を行い、消費税率の引き上げを実施させていただくこととなります。**(消費税を除く金額に変更はありません。)**

つきましては、お客様にご負担をおかけすることと存じますが、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(経過措置)

令和元年10月1日をまたいで使用した期間の水道料金については経過措置が設けられており、従前の税率8%となります。継続して使用されているお客様の場
合、11月検針・12月請求分が該当いたします。

新水道料金表(2ヶ月につき)

基本料金	一般用・臨時用	メーターの口径 (mm)	13	20	25	40	50	75	100	200	250
	料金		1,936円	5,280円	8,800円	28,600円	41,800円	92,400円	145,200円	451,000円	807,400円
※ 集合住宅の20mmについては、13mmを準用する。											
使用量 (1m ³ につき)	水量区分 (m ³)		1~20	21~40	41~80	81~160	161以上	臨時用			
	料金		88円	165円	231円	247.5円	275円	1m ³ につき 363円			

※料金には消費税及び地方消費税の額を含む。

ご不明の点は、海部南部水道企業団(TEL0567-32-3111)へお問い合わせください

新水道料金早見表(一般用2か月分)

◇ 基本料金 ※水道料金は基本料金に使用料金を加えた金額になります。

メートルの口径	料 金	メートルの口径	料 金	メートルの口径	料 金
13 ^{ミリ}	1,936 円	40 ^{ミリ}	28,600 円	100 ^{ミリ}	145,200 円
20 ^{ミリ}	5,280 円	50 ^{ミリ}	41,800 円	200 ^{ミリ}	451,000 円
25 ^{ミリ}	8,800 円	75 ^{ミリ}	92,400 円	250 ^{ミリ}	807,400 円

◇ 使用料金 ※1円未満の端数は切り捨てて表示しております。

使用水量	料 金	使用水量	料 金	使用水量	料 金	使用水量	料 金	使用水量	料 金	使用水量	料 金
1 ^{m³}	88 円	31 ^{m³}	3,575 円	61 ^{m³}	9,911 円	91 ^{m³}	17,022 円	121 ^{m³}	24,447 円	151 ^{m³}	31,872 円
2	176	32	3,740	62	10,142	92	17,270	122	24,695	152	32,120
3	264	33	3,905	63	10,373	93	17,517	123	24,942	153	32,367
4	352	34	4,070	64	10,604	94	17,765	124	25,190	154	32,615
5	440	35	4,235	65	10,835	95	18,012	125	25,437	155	32,862
6	528	36	4,400	66	11,066	96	18,260	126	25,685	156	33,110
7	616	37	4,565	67	11,297	97	18,507	127	25,932	157	33,357
8	704	38	4,730	68	11,528	98	18,755	128	26,180	158	33,605
9	792	39	4,895	69	11,759	99	19,002	129	26,427	159	33,852
10	880	40	5,060	70	11,990	100	19,250	130	26,675	160	34,100
11	968	41	5,291	71	12,221	101	19,497	131	26,922	161	34,375
12	1,056	42	5,522	72	12,452	102	19,745	132	27,170	162	34,650
13	1,144	43	5,753	73	12,683	103	19,992	133	27,417	163	34,925
14	1,232	44	5,984	74	12,914	104	20,240	134	27,665	164	35,200
15	1,320	45	6,215	75	13,145	105	20,487	135	27,912	165	35,475
16	1,408	46	6,446	76	13,376	106	20,735	136	28,160	166	35,750
17	1,496	47	6,677	77	13,607	107	20,982	137	28,407	167	36,025
18	1,584	48	6,908	78	13,838	108	21,230	138	28,655	168	36,300
19	1,672	49	7,139	79	14,069	109	21,477	139	28,902	169	36,575
20	1,760	50	7,370	80	14,300	110	21,725	140	29,150	170	36,850
21	1,925	51	7,601	81	14,547	111	21,972	141	29,397	171	37,125
22	2,090	52	7,832	82	14,795	112	22,220	142	29,645	172	37,400
23	2,255	53	8,063	83	15,042	113	22,467	143	29,892	173	37,675
24	2,420	54	8,294	84	15,290	114	22,715	144	30,140	174	37,950
25	2,585	55	8,525	85	15,537	115	22,962	145	30,387	175	38,225
26	2,750	56	8,756	86	15,785	116	23,210	146	30,635	176	38,500
27	2,915	57	8,987	87	16,032	117	23,457	147	30,882	177	38,775
28	3,080	58	9,218	88	16,280	118	23,705	148	31,130	178	39,050
29	3,245	59	9,449	89	16,527	119	23,952	149	31,377	179	39,325
30	3,410	60	9,680	90	16,775	120	24,200	150	31,625	180	39,600

※料金には消費税及び地方消費税の額を含む。

消費税率適用例

年 月 調 定	令和元年9月			令和元年10月			令和元年11月			令和元年12月			令和2年1月		
	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	
令和元年度4期分 (12月請求分)	← 8% →														
令和元年度5期分 (2月請求分)	9月 検針	← 10% →												11月 検針	1月 検針
休止・開始等 (随時請求分)	← 8% →			← 8% →			← 8% →			← 10% →			← 10% →		

10月1日
消費税法改正施行日